

2020年度 第7号

2020年12月1日(火)発行

機関紙いちかわ

発行責任者 須賀 悟

編集責任者 遠藤 雅俊

全日本自治団体労働組合 市川市職員組合 市川市八幡4-2-1 TEL:047-334-1111 内線 5784・5785 FAX:047-333-4522

期末手当引下げの代替案として 令和3年度の夏季休暇、10日間に

既に機関紙いちかわ第6号でもお知らせしていますが、2020年11月9日に新第一庁舎5階研修室において、総務部と「期末手当引下げ交渉」を行いました。

本年の12月支給予定である期末手当を1.30カ月分⇒1.25カ月(令和3年6月以降支給の期末手当については、1.275カ月分)に引下げる提案があり、職員組合として、「期末手当引下げについては反対していく。他方で、新型コロナウイルスの影響等による世間の経済情勢や近隣他市の動向を鑑みて、仮に引下げに合意する場合には、手当等の労働条件の改善を求める。」という方向で対応していくことを、10月末～11月初旬に行った代議委員会(書面開催)において賛成多数(賛成:133件、反対:4件)で承認され、交渉を行いました。

交渉の中で、引下げ分の緩和を目的として、地域手当の引上げや新規手当の新設を求めましたが、地域手当の引上げについては「昨年の4月に地域手当の引上げを行い、国基準より2%高い現状にある。引上げについては近隣市町村との影響を加味しながら検討を行った。また、新規手当の新設については、国の手当に項目がないことから難しい。」との回答があり、「代替案として、休暇の新設や夏季休暇の日数増加で対応をお願いしたい。」と総務部長より発言がありました。

翌日11月10日に総務部長より、「来年の夏季休暇について、7～10月の間で10日間の付与を行うことで対応したい」旨の回答がありました。組合として、11月19日の五役会議にて、人事院勧告に従う内容とはいえ、引下げの提案であるため、組合として合意を行うことについて議論をし、「一時金引下げ提案についての対応として夏季休暇を10日間とすることで合意する」方向で進めていくことを決定しました。

事前に行った代議委員会(書面開催)やアンケートの中では「給与の引き下げについては、反対してほしい」旨の意見も多数いただいております。反対の意思を交渉の中でも当局に伝えましたが、世の経済情勢・近隣他市の対応や、休暇の付与の提示もあったことから、合意するという結論に至りました。

今後は、今年度の「賃金労働条件確定要求書」を12月中旬までに当局に提出し、コロナ禍で働く職員の声を伝え働きやすい職場に変えていけるよう交渉を行ってまいります。

<職員組合からのお知らせ>

毎年開催しておりました「新春のつどい」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から**本年は開催しないこと**としました。

代替案は執行部で検討中ですので、決まり次第組合員の皆さんへお知らせいたします。

今一度!! 知って安心、自動車事故の「責任」と公務員の身分

こくみん共済 NEWS 5120A068



じちろうマイカー共済
自動車総合補償共済

交通事故を起こした場合の「責任」

交通事故を起こした場合、加害者は次の法律上の責任と道義上の責任が問われることになります。

<p>1 刑事上の責任 自動車運転処罰法 懲役、禁錮、罰金 目的 法秩序の維持</p>	<p>2 行政上の責任 道路交通法 免許の取り消し・停止、減点、反則金 目的 道路交通の安全の確保</p>	<p>3 民事上の責任 自賠法・民法 被害者への損害賠償 目的 被害者の損害を金銭で現状回復</p>	<p>道義上の責任 法律上の責任とともに、加害者として果たさなければならない責任があります。それは被害者を見舞い、誠実に謝罪するという道義的な責任であり、事故の円滑な解決には欠かせません。</p>
---	---	--	---

刑事上の責任「人を死傷させると…」

自動車事故で人を死傷させると「過失運転致死傷罪」に問われます。また、「過失」の範囲を超える悪質運転(飲酒や無免許など)の場合は「危険運転致死傷罪」となります。

過失運転致死傷罪	7年以下の懲役・禁錮、または100万円以下の罰金
危険運転致死傷罪	死亡の場合:1年以上20年以下の懲役 負傷の場合:15年以下の懲役 ※罰金刑ではなく、有罪の場合は必ず懲役となります。



もし 事故を起こした際の公務員の身分がどうなるか裏面で解説!▶

刑事上の責任と公務員の身分

地方公務員法は、特別な条例がある場合を除いて、禁錮刑以上(執行猶予付きを含む)となった公務員は失職することを定めているため、公務員として働くことができなくなります。



■地方公務員法の失職規定

(欠格事項) 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
二-四 略
(降任、免職、休職等) 第二十八条 1-3 略
4 職員は、第十六条各号(第二号を除く)のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

失職するとすべてを失います

失職すると公務員の身分を失います。それはすなわち、職を失い収入が絶たれることを意味します。また、失職はこれだけに留まらず、退職手当も受け取れない可能性もあり、現在の生活はもとより老後にも大きく影響します。



じちろうマイカー共済は“失職を防ぐ取り組み”をしています

じちろうマイカー共済は、自治労組合員のために創られた自動車共済(保険)制度です。そのため、組合員(被共済者)が重大事故を起こした際、組合員の失職を防ぐ取り組みを行います。失職防止の取り組みを制度化しているのは、じちろうマイカー共済の大きな特長といえます。

※悪質運転(飲酒や無免許など)に該当する事故の場合は、補償の対象外です。

サポート体制



安心のポイント

- 1 全国に76拠点の事故処理センター
- 2 約800人の事故処理専門職員
- 3 年間約19万回の事故を処理
- 4 年間対人案件約23,000件

ぜひ、じちろうマイカー共済で安心のカーライフを!

こくみん共済(公営) 全国労働者共済生活協同組合連合会
自治労共済 推進本部
全日本自治労労働者共済生活協同組合

「こくみん共済 coop」は富利を目的としない保障の生活として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、お資金を払い込んで居住地または勤務地(支)の共済生活協同組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

掛金見積もりは職員組合へ